

平成 16 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の 3、5、7、8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民法

〔問題〕

以下の記載のように事実が生起している。

Aは機械部品の工場を経営するかたわら、自己所有の不動産の賃貸業をしている法人である。

平成6年4月、AはB銀行から3億円の融資を受け、その際に自己所有の甲ビルにBのために抵当権を設定し、それを登記した。

平成8年4月、Aは取引先Cとの間で機械部品の継続的売買を開始した。この際には、特に基本契約書は作らず、なんら特約も付していない。

平成10年4月、Aはその代表者の知人Dから1億円の融資を受けるに際し、代表者の兄Qを物上保証人として、Qの有する乙土地に抵当権を設定させ、さらに向こう10年間に得られるであろう甲ビルの賃貸料債権を担保としてDに譲渡する契約を結んだ。しかし、この乙土地の抵当権設定とその登記は、Aの代表者がQから預かっていた権利証と実印および印鑑証明書を用いて、Qの代理人と称して勝手に行ったものであった。

平成11年4月、AとDは、前年締結した債権譲渡担保契約に基づき、甲ビルの賃借人Rに対する今後9年間に発生する賃料債権を5000万円の限度で譲渡したことを「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（債権譲渡特例法、平成10年10月施行）によって登記した。ただし、Rとの関係ではこれを通知せず、DはそのままAに賃料の回収を委任した。

平成13年4月、Aは、債権者Eに対する4000万円の債務の代物弁済として、Aが今後5年間に取引先Cに対して発生させるであろう機械部品の売掛代金債権を、4000万円の限度で譲渡することとし、Eとの間でその旨の債権譲渡契約を結んだが、この段階では、債務者Cには通知せず、承諾も取らなかった。

平成15年8月、AはB銀行をはじめとする各債権者への返済が滞るようになった。

平成15年12月、AはEに対する上記債権譲渡をCに内容証明郵便で通知（民法上の通知）したが、この段階でAは上記Rに対する賃貸料収入を除いて、資力がほとんどない状態だった。

以上の事実関係のもとで、いずれもAに対して残債権を有するB、D、Eは、誰に対してどのような法的手段をとって残債権の回収を図ることができるかを述べなさい（Aに対する請求は除く）。なお、破産法の問題には触れる必要がない。

【参照条文】 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律

第2条 ① 法人が債権（指名債権であって金銭の支払を目的とするものに限る。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもって確定日付とする。

② 前項に規定する登記（以下「債権譲渡登記」という。）がされた場合において、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に第八条第二項に規定する登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても、前項と同様とする。

（第③項以下略）

刑 法

〔問 題〕

Xは、Yから、CD-ROM1枚を密かに預かってほしいと懇請され、事情の詳細を一切聞かぬまま、これを引き受けた。XがCD-ROMの内容を調べてみると、A社が開発を進めているソフトウェアの試作版がそこには記録されていた。その後、A社の内部事情に詳しい者に尋ねてみると、試作版を記録したCD-ROMが何者かによりソフト開発部から盗み出され、社内で密かに問題とされていることが分かった。Xは、Yから渡されたCD-ROMがそれに間違いないと確信するに至ったが、そのままCD-ROMを所持していた。数日後、一計を案じたXは、A社のソフト開発部長Bと連絡をとり、「100万円あれば犯人から買い戻すことができる。100万円は立て替えておく。」と申し向けて了承させ、後日Bと会い、携行したCD-ROMと引換えに現金100万円を得て、これを費消した。Xの罪責を明らかにせよ（特別法違反の点は除く）。なお、XがYから預かったCD-ROMは、A社から盗み出されたCD-ROMそのものであったが、それが盗まれたCD-ROMを複製したものであった場合に結論は変わるか。

商 法

(問 題)

A社代表執行役Bは、反対派株主の持株比率低下をねらい、取引先Cに対して市場価格の半額で大量のA社新株を発行し、Cによる払込も完了した。この新株発行にあたってBに新株発行の決定を委ねた取締役会では、反対派の取締役には招集通知がなされていなかった。また、株主総会の特別決議は経ているが、事務手続のミスにより、一部の株主に当該総会の招集通知が発信されていなかった。右新株発行によりA社の株式の市場価格は3分の2に低下している。このような事実関係のもと、A社の既存株主Dは何らかの法的手段を採りたいと考えている。いかなる法的手段を採ることができるか、商法上の問題点を指摘しながら論じなさい。